

ざいまして、19ページの方は厚生年金と国民年金の収入と支出の状況でございます。12年度からずっと見ていただいているけれども、保険料の収入、これは今の保険料の負荷の率がとまっているということと、被保険者数もだんだんと減ってくる時代に入っている、あるいは賃金の伸びがない、減るような状況もあるということで、伸びが非常に小さくなっているということでございます。さらに減少しているような状況にもございます。

その上の国庫負担、これは給付に対する国庫負担。それから運用収入、これは実際の運用収入でございますので、財投に預け入れてまだそのままのものの利払いとして戻ってきた分について自主運用したものを合わせております。これで見ていただきますと、13年度、これは実績でございますけれども、既に赤字状態になっている。その他の臨時的な収入、例えば昨年の農林年金の統合に伴います移管金といったもの、その他の収入がなければ赤字の状態になっているということでございます。これが14年、15年の予算上もそのような状況が見込まれている。将来の保険料負担、将来世代のためにも今の段階から計画的に引上げをお願いをしたいということでございます。

下の20ページの方ではその数字を見ていただいているけれども、日本の場合には1996年、前回の平成6年改正のときに2段階の引上げの内容でご了解いただきましたが、その2段階目、17.35%、総報酬ベースに換算して13.58%の段階にとどまってずっと来ているということでございます。それから国民年金は示しておりませんが、平成10年のときから1万3,300円のレベルでとまっているという状況にございます。

次の21ページからでございますが、基礎年金の国庫負担の割合の1/2への引上げについてぜひご理解いただきたいということで、これも前提としてご理解いただきたいことをお示ししております。国庫負担、保険料を主な財源としつつも、公的年金についての国の責任をきちんと示し、安定性を確保する、給付を改善する、現役の保険料負担を軽減する等々の観点から、1/3の国庫負担、これは当初の国民年金の時代から、基礎年金になつても1/3の国庫負担ということでやってきております。

これにつきまして、12年の改正法の附則におきまして、16年までの間に安定した財源を確保して1/2の引上げを図るものとすると、附則ではありますが、規定は置いていただいているということでございます。これを現実のものとすることが今回の大きな課題、前提となっているわけでございます。次の「○」に書いておりますように、繰り返すまでもないことでございますけれども、きちんと公的年金制度を安定したものとしてお示しをするためには、保険料と税の組み合わせであっても保険料負担を無理のないものとしていくために国庫負担の引上げはぜひとも必要である。1/2への引上げをすることによって給付水準を大きく調整することが避けられる。あるいは最終的な保険料の水準を過度に上げることが避けられる。特に国民年金につきまして、その効果を大きくもたらすものである

ということでございます。この国庫負担分の上に自助努力としての保険料の納付があって給付があるのだということのメリットをよくわかつていただくためにもぜひ1／2の実現をしていただきたいということでございます。

具体的に数字で給付と保険料の関係を見ていただきますと、22ページの上の「○」でございます。これもお示ししてきたものでございますが、給付水準維持の場合でまず見ていただいているけれども、今の給付水準のままで、1／2に引上げましても、23.1%なり、2万500円まで上がってしまうというところが、1／2に仮に上がらないということになりますと、26.2%とか、1／3の場合、2万9,300円というような非常に過度な負担になっていくのではないか。ぜひ1／2ということを前提のご議論をさせていただきたいということでございます。

あるいは次の保険料固定方式におきましても、1／2のケースに比べ、1／3ですと、保険料を20%に固定したままで、どうしても給付を大きく調整しなければいけない。代替率で示しますと、45%までの調整をしないとバランスをしない。これは59%の水準に対しますと、24%ダウン、約4分の1もダウンしたような状況であるということで、大きな調整になってしまっているのではないか。あるいはその場合所得代替率は大きく低下するにもかかわらず、国民年金の保険料に頼る部分が大きくなりまして、5,000円上昇して2万3,100円にも至っているということを示しております。

そのようなことで、次のページでございますが、将来に向かっても増えていく財源を伴うものでございますので、議論もしていただきながらでございますが、ぜひ1／2の引上げを前提としたご議論をお願いしたいということをもう一度示しております。

次に25ページからでございます。ここからは、今のような、保険料の凍結解除をお願いしたいということ、国庫負担1／2を前提にしたご議論を今回させていただきたいということを入り口論とした上で、次に給付と負担の見直しについての議論をまた少しぬらせいただいております。

まず、給付水準を維持をしていく、あるいは給付をある程度抑制しながらも、負担と両方で5年毎に見直しをする方式について、これはこれまでとらせてきていただいた方式ですが、少子化が進んでいる、あるいは経済が悪化をしている中で見直しをするということで、大きな制度改革を伴ってきた。これが不透明感・不安定感を呼んでいるのではないかということでどう考えるかということを示させていただいております。

それに対して保険料固定方式でございますけれども、将来にわたって保険料水準を一定に保ち、固定をするということで、その中で自動的な調整の仕組みが考えられないのか。スウェーデンがとっているようなやり方にいろいろ関心が高まっておりますが、その中で、日本の場合には段階保険料はその引上げ途上でございますので、その最終的な保険料水準

を法律に明定することで、給付を自動的に調整する仕組みがとれないかということでございます。次のページの2番目の「○」でございますが、段階保険料の途上でございますので、直ちに今の水準で保険料を固定してしまっては将来の給付が保てないわけでござりますけれども、段階的に引き上げていく計画、あるいは最終的な保険料の水準というものを予め制度として明定・固定をするということの下にやっていくことになるのではないかということを示させていただいております。

一方、給付でございますけれども、少子化の動向、経済の動向、悪化、改善等が今後あると思いますけれども、これに伴って調整が最初見ていただいたようにある程度なされていく。今はずっと悪くなっていくような前提のものだけが見えておりますけれども、仮に悪化する仮定であっても、少子化の改善あるいは経済の改善ということがありましたら、その調整の度合いが少ない段階でとどめられるということでございまして、そういう社会経済全体の努力を反映できるものではないだろうか。あるいは幅をもって変動する中で、改善した数字に向けて好転をしていくことも期待できるのではないかということを示させていただいております。

ただ、一番下の「○」にありますように、今の傾向として少子化もさらに進んでいる、あるいは経済もなかなか好転しないという状況の中で、単純に調整だけをしていきますと、調整がずっと続けられて給付水準が下がり続けていくこともないわけではないということでありまして、その場合の給付水準の下限ということはどのように考えるのか、またご議論いただきたいということでございます。

次のページの27、28ページ、29ページ、30ページにかけてでございますが、最終的な保険料の水準というものをどのように考えていくのかということです。27ページでございますが、厚生年金につきまして、前回の改正におきましては、将来の最終的な保険料率を年収の20%程度で前提でご議論をお願いしたいということでございました。国庫負担1/2に引き上げて、20%の手前の19.8%にとどめられるというもとの制度改正をお願いをしたということでございます。

その当時の5年に一度の改正のときにやらせていただいております有識者調査、今回も今後やらせていただきたいと思っておりますが、この中では、年収の2割程度の負担水準でとどめるべきではないかというものが一番の支持を受けているところでございます。あるいはヨーロッパ諸国の中で、先ほどの料率にありましたように、保険料負担が20%内外のところで努力が繰り返されているということもあるのではないかということです。

他方で、年金の負担の水準だけではなくて税の負担、医療・介護の負担等も併せてご議論をいただかなければいけない問題であろうと思います。これは年金部会にとどまらず社会保障審議会の場でもまたご議論いただきたいことと思っておりますが、社会保障の保険

料率の見通しについて、新人口の対応試算ベースで昨年お示しをしたものをもう一度載せておりますけれども、年金については、今の13.58%が25年後の姿で22.4%、これは方向性と論点で足元を少し悪い経済状況に置いて見直しております、これが23.1%でございます。給付水準を今そのまま維持していくとここまで上昇してしまうことが見込まれる。政管健保につきましては、7.5%が10.3%、介護保険につきましては1%程度のものが2%程度の割合ということでございまして、現在これを合計しますと22%になるものが、25年ですと35%のような水準になっていくことをどう考えるかということでございます。

次の棒グラフ、これはいろいろなご議論があろうかと思いますが、国民負担率を載せさせていただいております。日本の今の国民所得に対する負担の状況、税と社会保障の負担で見て38.3%、赤字部分も含めますと46.9%というものが出ておりますが、これがアメリカで見られた状況と同等より高いくらい、これは赤字部分を含めるとヨーロッパに近づいていく。この辺の今の状況、今後の伸びをどう見るのかという議論のものでございます。

また、社会保険料だけを取り出したものは29ページにございますけれども、これも今までご覧いただいたものでございますが、左の方で、日本の社会保険の保険料率、これは医療、年金、介護、雇用保険も入れて2002年時点を見ておりますが、23.37%。フランス、ドイツのように(42%)、スウェーデン(35%)、イギリス(20%)、アメリカ(15.3%)。スウェーデン、イギリス等は医療の部分が税で行われておったりしますから、単純に比較はできないと思いますけれども、アメリカやイギリスの水準よりやや高いくらいのところ、あるいはドイツ、フランスよりも低いところにあるということでございますが、今後の動向をどう見るのか。アメリカとの比較はいろんな見方がございますけれども、右のように企業の負担している私的な年金、医療保険の部分を入れてみると日本よりも高めになっているのではないかというご指摘もございます。そのことも含めて見ていただいております。

今、厚生年金の将来の負担をどう見るのか、前回も厚生年金の方は乗率5%カットの下でいろんな施策を組み合わせて20%手前にとどめるということでございました。その中で国民年金はどうするのか。前回改正では、同等程度の伸びを確保していくという考え方の下で、その当時の価格でございますが、2万円の手前、1万8,500円でとめるものということで改正をした。これも5年に一度やっております有識者調査では、2万円程度までの負担ではないかという回答が、たしか40%ぐらいの数字であったかと思います。

次の「○」にありますように、仮に国民年金の方の被保険者、厚生年金の被保険者ともに同等程度の負担が可能であるといったことで考えて、厚生年金の方が今から20%まで上昇していくことを考えると単純に考えれば1.47倍の上昇です。国民年金の方が同等程度に負担が伸びていくことはやむを得ないと考えると、1万3,300円を1.5倍で伸ばすと2万円程度まではいくと。このような状況であるけれども、この保険料の負担の伸び方をこの

両グループについて同じように見れるのかどうかということでございます。

そのための材料として、保険料を負担するもとになる所得について、サラリーマングループと自営業で見ていただいたのが次の31、32ページでございます。特に自営業の方々の所得を比べた統計がないものですから、国民生活基礎調査、これに同じようなことでとっているものがありますので、これで見ていただいております。これでも自営業の方は収入引く必要経費ということで、その所得でしかないわけですが、それを見ていただいています。左が5年毎のものを1年単位で伸び率を見てみたもの。過去は大きかったけれども、最近はマイナスぐらいになってきている。右の方はずっと長期のものでならしてみたものです。

32ページの表は、世帯全体での所得の月額は大体21万から20万ぐらいから始まって、61万円、58万ぐらいまで、大体同じぐらいのレベルですっときているのではなかろうかというようなことでございます。有業人員一人当たりの所得で伸び率を見てみると、これも今の棒グラフがそういうことなのですが、大体同じぐらいの動きを示てきて、最近はいずれもマイナスという傾向になってきている、そういうことではなかろうかということでございます。そういうことで負担の力は、これだけの数字で必ずしも一概には言えませんけれども、同程度の変化をしてきているのではないかということです。

次に33、34ページでございますが、厚生年金と国民年金の最終保険料の関係について少し触れさせていただいています。最初の「○」でございますが、34ページに棒グラフで書き出してみましたが、給付水準を維持するという場合における保険料の上昇の度合い、これも経済の前提で変わってまいりますけれども、下に見ていただいておりますように、例えば上の厚生年金ですが、人口高位のものが一番低くて21%、人口低位のものが一番高くて26.6%、これぐらいの変動の可能性があるということです。

下は国民年金ですが、人口高位が一番低くて1万9,000円ぐらいから、国庫負担1/3のままではだめだということの前提ではございますが、それで2万9,300円、3万円に手が届くまで伸びてしまうということでこの変動の幅を見ていただいております。このようにいずれにしても大きく上昇してしまう可能性があるわけでございますけれども、その下でどう考えるのか。

2番目の「○」は、保険料固定の下でやってみたときに、報酬比例部分と基礎年金部分をどのような前提で考えていくのか、あるいは将来に向けての抑制をどう考えていくのか。「方向性と論点」の中では、その点を特にまだご議論いただいておりませんでしたので、同じ抑制、59%が52%に代替率が落ちていくときには、1階、2階部分ともに同じようなペースでの調整をされるものということを前提に計算をさせていただいております。そういうふうに仮定をしますと、厚生年金の方を2022年以降は最終保険料20%とおいて、同じ

ように調整をしていき、59%になるということですと、国民年金は1万8,100円という現在価格での水準でとどまるということでございます。

次の三つ目の「○」ですが、仮に厚生年金を20%に固定をしておいて、国民年金の保険料は、例えばもう少し上げてもいい、すなわち基礎年金の方の調整割合はそんなに調整しなくともいいということになりますと、報酬比例部分の方で大きく調整をしなければいけないことになる。逆に国民年金の保険料を最終的なものより低いものにしようと、負担可能なより低いものにしようとすることになりますと、2階の方は少し余裕が出てくるという関係にあります。厚生年金は基礎年金と報酬比例部分をもって所得再分配が行われておりますので、この1階と2階の関係が出てくるということでございます。このような関係を前提に置きながらのご議論をお願いをしたいということでございます。

次に35、36ページでございますけれども、保険料の引上げ計画について少し触れさせていただいております。「方向性と論点」の中では、保険料を少し前倒しして引き上げる場合、後倒しせざるを得なくて引上げが少し遅れる場合、どう変わるかを少し示して見ていただいているのですが、ここでも細かい部分を示しております。

前回の再計算では遅くとも2025年までに、最終的な保険料に到達するということで考えていました。今回の保険料固定方式の場合でも、2025年頃以降20%でとどめるということで前提を置いております。これに対して、後世代の負担ができるだけ低くするという考え方からは、段階保険料の引上げ計画を少し早めると、到達時点を前倒しすることも考えられるわけでございます。そうすれば最終的な保険料水準をより今の計画よりも低く抑えられる。

次のページですが、模式図で実線よりもaのようにより早く到達することによってより低く抑えて平準化できるということでございます。後世代の負担を少しでも軽減できるというようなこと、同じ給付を前提にするにしても、こういうことが可能であるということでございます。

しかし他方で、経済状況、足元が余りにも悪すぎるということで、早めの引上げ計画は無理で、それよりも引上げ計画そのものを遅らせなければいけないことがあった場合には、同じ給付を前提にする場合でも最終的な保険料のレベルが高くなってしまう。そこまでいかないと平準化できないということになりますけれども、これを次の世代との兼ね合いでどのように考えていくのかということでございます。

四つ目の「○」は、次の37、38ページをご覧いただきたいと思うのですが、特に38ページの方がおわかりになりやすいでしょうが、保険料固定方式の階段でございますけれども、前回の再計算のときに、国庫負担を2004年までの間に1／2にするときに国庫負担で振り替わった保険料負担の部分は一旦下げてもいいのではないか、あるいは厚生年金の引上げ

計画を一旦その分だけ抑制をしてトータルの収入が同じということで考えてもいいのではないかということでございました。国民年金の方ですと、一旦3,000円その時点で下げる。あるいは厚生年金ですと1.77%引上げるところを1%最初の階段の上げ方を小さくしている。これに対して、特に厚生年金の場合、5年に一度引上げていく、あるいは最初に抑制することをどう考えるのか、仮に国民年金でも3,000円下げないで階段を600円ずつ上げていく、あるいは厚生年金でも5年に一度の階段を大きく一遍に上げるのではなくて1／5ずつ上げていく、こういうこともあり得るのではないかということで、どちらの方が負担の受入れ可能性が高いか。あるいは最終的な水準も、例えば国民年金の方ですと、一旦3,000円下げるよりも下げないで刻んでいった方が少し低めな1万8,100円でとどめられることができるということでございますが、このような引上げ計画あるいは5年毎のものを1／5ずつやっていくようなことを現実的なものとしてどのように考えるのか、ご議論いただければということでお示しをさせていただいているところでございます。

最後でございますが、39ページからご議論いただきたい論点の例ということで少し書き出しをさせていただいております。今までのことをなぞったことになりますけれども、最初の「○」で、5年毎に給付と負担両方見直すというように、大きく制度の見直しを繰り返してきたことについてどのように考えていくのか。また、給付水準維持方式の場合には、大きく保険料が上がってしまうことについて、現実的な問題としてどのように考えていくのか。給付と負担両方を見直すというやり方、これをどのように評価するのか。

特に②で書いておりますように、具体的にとりうる手法としてどういうものがあるのか。支給開始年齢も、今、65歳への引上げを既に決めていただいて、その途上にある。さらなる引上げは、現実的な高齢者の雇用との関係でなかなか困難な面があるのではないか。あるいは水準の見直しということについてどのように考えるか。乗率の給付上昇なども、60年改正で一旦給付をカットさせていただき、それに前回もさらに5%のカットを加えての計画を置いていただいているわけでございますけれども、この辺のものがどうなのか。あるいは今回のようにスライドをするのはどうなのか。この具体的な手法としてどのようなものが考えられるのかというご議論をいただかなければいけないだろうと思います。

次の40ページは、保険料固定という方式を考えたときにどのように考えていかなければいけないかということで例を挙げさせていただいているのは、①で、最終的な保険料の水準をどのように考えるか。20%固定ということでございますけれども、それでも今の所得代替率の59%が52%まで下がることが見込まれる。経済が悪化するとさらに低い代替率も見込まれるということで、その最終的な保険料水準をどう考えるのか。あるいは厚生年金だけで考えるのでなくて、先ほどご覧いただいたように、国民年金との所得再分配の関係がございますので、その関係について両者の水準の程度、それはどっちをどの程度調整す

るかということも関係してきますが、同程度でいいのか、それともその調整度合いを違う考え方で考えるのかという点もあるということでございます。

②は、先ほど見ていただいた引上げ方についてどのように考えていくのか。

③は、経済や人口が悪化する段階において、ずっと調整だけを続けていくことになりますと、どこまでも下がるのではないかということがございますが、この下限についてどのように考えるのか。モデル年金、サラリーマン世帯でございますと、所得代替率について従来6割程度ということできておりますけれども、これをどのように考えるのか。基礎年金だけの世帯でございますと、なかなか下限の議論がありませんけれども、今いろいろカバーしている状況から見てどのように考えるのか、このようなところを挙げさせていただいております。

最後でございますけれども、最終的に行き着く下限の問題とともに、毎年の調整のやり方について、毎年どの程度調整可能かということについて、毎年のスライド率、スライドを緩やかに調整させていただくことについての下限の問題を少し詰めさせていただいています。すなわち新規裁定の方と既裁定の方とどのように調整を考えたらいいのかということです。

41ページに書いておりますのは、名目年金額下限型というのと物価下限型という2通りの考え方を「方向性と論点」で示しておりますが、これをどう見ていただくか。これから賃金は一応名目で2.0%伸び、物価は1.0%伸びていく。これは長期ではそういう前提で置かせていただいているのですが、それから被保険者数がだんだん減ってることで総賃金が小さくなっていく。これと一人当たり賃金の差の分だけ引かせていただく。例えば毎年0.3%スライドで小さくしてやらせていただくということをとっておりますが、将来的に人口がもっと減っていく時代においては大きく減らす時代も来る。名目年金額下限型というのは、そういうときでも、前年の年金に対するスライド率がマイナスになること、すなわち年金額を下げてしまうことはしないという前提で差し引きをさせていただくということでやらせていただいております。

それに対して物価下限型というのはどういうことかといいますと、物価上昇分は差し引きをしない。物価上昇分はそのまま全部手をつけないでやっていくべきではないかということでございます。これも「方向性と論点」では示させていただいておりますが、物価までは調整を加えないということになりますと、結局既裁定の方は今でも毎年、物価で改定をしていく仕組みでございます。前回改正で、既裁定の方は物価での調整という仕組みとさせていただきましたので調整がされない。新規裁定の方は賃金スライド分が少し計算上小さくなるのだけれども、既裁定の方は物価スライドのまで伸びていくということでございまして、調整が新規裁定の方に大きくしわ寄せをされていく。その結果、調整の年限

が延びてしまうことになるのですが、これをどう見るのかということでございます。

わかりづらいのでそれをグラフで見ていただいたものが42ページでございまして、左側が名目年金額下限型、右が物価下限型です。点線は今の給付水準維持方式をやっていくとこういうことです。給付水準維持方式の一番上の点線は、今まま59%が保たれていくと、これはグラフを2040年のところで物価を割り戻した数字で示しておりますが、2040年までこのように59%のラインが伸びていく。それに対して既裁定の方のライン、例えば2005年で、65歳を迎えて年金を受け始めた方のラインをたどると、物価だけで毎年1%伸びていきますと、2番目の点線のように、新規裁定の方との差がついていきますということですが、途中から上向いておるのは、2033年ぐらいですけれども、これは前回のときに物価だけで改定していくにしても、その時代の新規裁定の方と余りにも大きく差がつきすぎではまずいのではないかということで、賃金の伸びを加味される新規裁定の方との差が2割を超えないようにしていこうということで再計算をさせていただいております。それをやりますと、この計算上では、2033年がちょうど2割の差になりますが、それ以降は2割の差のままで保っていくということで、点線が少し上向いた線になっていると、こういうことでございます。

それと同じようなことで、左側の図で実線の部分というのは、名目年金額下限型、20%を前提の保険料の下で調整をさせていただくとして、新規裁定の方も既裁定の方もこの矢印のように同じ率だけ、例えば0.3%小さめなスライドですっとやらせていただくということになると、破線と同じように平行移動でいって、2033年に2割ぐらい差がついて、あとは一定ということになるということでございます。基礎年金も同じことでございます。

それに対して右の方で、物価下限型の場合どうなるかということでございますが、比較上、給付水準維持方式を点線で同じように置いております。2005年で65歳になった方は2番目の実線、これが既裁定の方の実線でございますが、既裁定の方は全く手がつかないということで、給付水準維持と同じ点線とダブった線で実線が延びている。物価のままで延びているということでございます。それに対して一番上の実線、新規裁定の方は、左と同じように、0.3%ずつスライド率が小さい状態で裁定をされていき、結局そのままで財政がバランスするまで調整しようと思うと、もう少し長い調整期間を置かなくてはいけなくて、左よりも調整期間終了年度が延びまして、2036年まで延びております。

結局、所得代替率は左の方の名目年金額下限型は59%が52%までいってバランスしますと申し上げましたが、右の物価下限型ですと、長い調整期間をとることによりまして、59%が52%ではなくて、50%まで低下をするところまでいきませんと、財政がバランスをしておりません。そこまでやっているということでございます。

なお、この絵の中では、新規裁定の方と既裁定の方が2割差がつく時期はまだ迎えてお

りません。既裁定の方は物価で伸び続けていることから、2割も差がついていませんので、この絵をはみ出して2051年ぐらいまでいって、やっと2割の差がつくという状況を迎えるというようなことでございます。

それを指数化して示したものが43ページ、繰り返しになりますけれども、指数だけで見ていただきますと、上の方が給付水準維持方式で、左側が基礎年金、右側がモデル年金でございますけれども、13.4万円ということで、新規裁定の方はそのときの59%でいくと、14万、15.3万と伸びていく。あるいはモデル年金は23.8万円が24.8万円になる。これは全部59%に維持された数字でございます。それに対して既裁定の方々、13.4万円が13.7、14.4万円というのは、物価だけで伸びていった数字でございます。そうすると新規裁定の方との差が、100が5年たつと98、10年たつと94という指数で落ちていく。モデル年金でも同じでございます。そういうことになることを示しております。

それに対して下の方の44ページでございますけれども、下の方の左側で、保険料を固定した状態で新規裁定の方も既裁定の方も同じように少し調整をさせていただくということになりますと、新規裁定の方が13.4万円、13.9万円、15万円ということで、59%からだんだん代替率が小さくなっています52%まで至るということでございますけれども、そのときに既裁定の方も物価の上昇率1.0から同じく例えば0.3を差し引かせていただいたスライド率でやらせていただくと、基礎年金もモデル年金も同じように変化をしていく前提を置きますとこのようになります。その指数で見ますと、100が98になり、94になっていきます。

右の方の物価下限型は、新規裁定の方は左と同じでございます。基礎年金もモデル年金も賃金の上昇から0.3を差し引いたものでスライドをさせていただいているけれども、それに対して既裁定の方は物価で伸びておりますので、上の表、給付水準維持方式のときと同じということでございます。物価で1%ずつ伸びているということでございます。その差のつき方が小さくなりますので、100という指数は99、96というふうにしか落ちていかないということでございます。

名目年金額下限型のようなことをやってしまうと、現実の消費を抑制しすぎるような年金の落ち方になるのかどうかということで消費の方を見ていただいたのが45、46ページでございます。これで見ていただきますと、全国消費実態調査で、5年毎の調査のものですが、元年のとき、次に6年のとき、11年のときの調査を付けておりますけれども、これで見ていただきますと、太字で示した部分、世帯全体でかつ消費全体、元年で申しますと、100が86、74、6年で申しますと、100が95、81、11年が100が97、84。5年刻みの年代を追っていくと、だんだんと消費は落ちている傾向にある。ただ、新しい平成11年の調査ぐらいになってきますと、これはいろいろ見方があると思いますが、年金の成熟化や世代の問題もあり、小さくなっていますが、年代を追っていくと落ちている状況にあります

す。

2番目の太字の部分は一人当たりで消費全体を見たもの、これも同じような落ち方を示しています。

3番目の太字の部分は基礎的消費の部分だけを取り出して低下の傾向を見たものですが、同じような低下を示しています。11年のときは住居とかが大きく伸びているものですから、101とかという数字がありますけれども、次の世代では、75歳以上では93に落ちておりますので、このような状況ということでございます。

この太字の部分をどう見るか。実際の消費がこのような傾向をたどっている中で、先ほどの前のページの名目年金額下限型のような調整をしますと、100が98になり、94になるというふうな落ち方なのでございますが、一応実際の消費を上回る程度のところにはあるのではないか。年金が仮に物価から少し調整をさせていただいても消費を大きく制約するということはないという見方もできるのではないかということで示させていただいている

データの羅列で申し訳ありません。とりあえず以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 宮島部会長

大変ありがとうございました。今、給付水準の考え方、負担の在り方について、かなり細かい推計も含めてご報告いただき、最後に論点をまとめていただきました。私の感じでは、一番最後の新規裁定、既裁定あたりの話でやや少しあわかりにくい部分があるのではないか。少しご質問があれば伺いたいと思っております。

これから50分ほど時間がございますので、ただいまの説明につきまして、内容といいますか、基礎となった推計ですか、それに基づく議論につきましての細かい質問、さらに意見も含めてご自由に議論していただきたいと思います。初め私が一つだけお話ししておきたいことは、これは初めに課長から発言がございましたように、2050年時点のところでの年金制度改革に伴う効果を見たいということでございます。これは調整期間がこのケースですと40年にかかることもありますので、一応それが終わったというところまで含めて2050年時点でこれを見ているということであります。

したがいまして、かなり長期にわたるこれは見方であるということでございますし、また、その基礎になっておりますのが、2ページの（注2）というところの基準ケースと申しますか、標準的なケース、これをもとに推計が行われているということであります。我々としては、つい足元の現在の経済状況なり、そういうものがどうしても頭に重く入っているものですから、そちらの方で考える傾向がございますけれども、これはそういう意味で非常に長期にわたる見方であり、しかも（注2）の基準ケースの前提というものが全体

の推計なり説明の前提になっているのだということでございます。そのことが今回の基本的な考え方のもとになっていることをまずご理解いただいた上で、もちろんそれに対してまたご議論なりご注文がいろいろあると思いますけれども、この枠組みはそうだということは一応ご了承いただきたいと思っております。 それでは、どうぞ、中身につきまして。先ほど申しましたように、次回もう一度この議論をいたしますので、今日で終わりというわけではございませんから、またもう一度伺う機会があると思いますが、今日はどなたからでも結構でございます。

○ 岡本委員

質問でもいいですか。

○ 宮島部会長

どうぞ。岡本委員、それから小島委員。

○ 岡本委員

それでは、意見の前に質問で内容について理解を深めさせてほしいのですが、一番最初の表の2ページの（注3）の、「給付総額の調整割合は、仮に、平成17年4月に、既に年金を受給している者も含めて、直ちに給付水準の調整を一度に行うこととした場合の給付水準調整割合を示す」。これが私は理解しにくかったのですが、もう一度、ご説明をお願いでりますか。

○ 坂本数理課長

この給付総額の調整割合というのは、これから支払います給付すべてを今一気に調整するとどれくらいの調整になるかということを示したものでございまして、例えばこの基準ケースで9%とございますけれども、これは既に受給している人も含めまして、給付の水準を9%今切るとするとこの保険料計画でちょうど収支が均衡すると、そのような内容のものでございます。

したがいまして、一気にここで給付を調整するといくらになるかを示した、（注3）はそういう意味でございます。

○ 岡本委員

ということは、数字は仮定を置いた数字ということになりますが、現実的な意味の数字なのか、計算上の数字なのか、そのあたりの数字についてはどういうふうに理解しておけばいいのですか。

○ 坂本数理課長

既裁定年金につきまして、一気に給付を落とすと。来月からの年金を9%切れますというふうなことは現実問題としてできるのか、できないのかということはあるわけでございまして、そこができるという仮定の下での数字であるということでございます。